

<別紙>

○ 研修を欠席、遅刻、早退する場合の手続き ○

自治研修センターの研修は職務です。

そのため、欠席等の場合は自治研修センターへの手続きが必要になります。連絡がないとグループワーク等で他の研修生にも迷惑をかけることとなりますので、必ず、以下のとおり手続きを行ってください。

【事実発生とその理由】

業務上の都合など
相当の理由がある場合

体調不良など
やむを得ない事情が
生じた場合

【自治研修センターへの連絡】

所属長（人事管理担当者）が
速やかに連絡する

研修生が速やかに連絡する
※必ず所属にも連絡すること

※連絡方法は口頭、電話、メールのいずれか

（ 電話：076-231-6372 メール：jichiken@pref.ishikawa.lg.jp ）

【研修欠席届の提出】

所属長（人事管理担当者）から欠席届を提出する（メール可）

※様式は

[¥¥flsv¥全庁共有¥■共有ドキュメント¥02 人事・労務¥職員研修¥各種様式](#)
に格納してあります。